

岩手県規則第68号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																					
<p>(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長は、次条第3号から第7号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）及び第16条に定める事項を専決することができる。</p> <p>(担当技監共通専決事項)</p> <p>第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行及び予定価格の作成に関すること。</p> <p>(4) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第11号を除く。）。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行及び予定価格の作成に関すること（担当技監を置く部にあつては、事務を担当する課等の間で調整を要するものを除く。次号及び第12号において同じ。）。</p> <p>(10) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>2 [略]</p>		<p>(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長は、次条第3号から第6号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）及び第16条に定める事項を専決することができる。</p> <p>(担当技監共通専決事項)</p> <p>第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額1億5,000万円以上の工事の執行（設計額5億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。）及び予定価格の作成に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 設計額1億5,000万円以上の工事の執行（設計額5億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。）及び予定価格の作成に関すること（担当技監を置く部にあつては、事務を担当する課等の間で調整を要するものを除く。第11号において同じ。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>2 [略]</p>																																																																																					
<p>別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務</td> <td>第11条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第28条第3項</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	[略]								34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	第11条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	[略]						第12条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	[略]						第14条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第28条第3項	[略]						<p>別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">専決権者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長</th> <th>部に置く室の長</th> <th>センター所長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務</td> <td>第11条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、第22条の6第2項、第24条</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	条項	内容	専決権者				備考	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	[略]								34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	第11条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）	[略]						第12条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）	[略]						第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、第22条の6第2項、第24条	[略]					
事務	条項				内容	専決権者				備考																																																																													
		副局長	部長	部に置く室の長		センター所長																																																																																	
[略]																																																																																							
34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	第11条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																																					
	第12条（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																																					
	第14条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第28条第3項	[略]																																																																																					
事務	条項	内容	専決権者				備考																																																																																
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長																																																																																	
[略]																																																																																							
34 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	第11条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																																					
	第12条（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																																					
	第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）、第22条の6第2項、第24条	[略]																																																																																					

	[略]		
第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項		[略]	
第23条第3項、第25条第2項及び第32条		[略]	
第24条第1項及び第33条第1項		[略]	
第25条第3項及び第35条第3項		[略]	
	[略]		
第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	犬又はねこの引取場所の指定		[略]
35 動物の愛護及び管理に関する条例(平成17年岩手県条例第35号)の施行に関する事務	[略]		
	第18条	犬及びねこの引取りの際の措置	[略]
	[略]		
[略]			

	の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項						
	[略]						
第22条の6第3項	提出命令		○		○		
第23条第1項(第24条の4において準用する場合を含む。)	[略]						
及び第2項並びに第25条第1項							
第23条第3項(第24条の4において準用する場合を含む。)	[略]						
、第25条第2項及び第32条							
第24条第1項(第24条の4において準用する場合を含む。)	[略]						
及び第33条第1項							
第25条第3項	措置命令又は勧告		○		○		
第25条第4項及び第35条第5項	[略]						
	[略]						
第35条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)	犬又は猫の引取場所の指定						[略]
35 動物の愛護及び管理に関する条例(平成17年岩手県条例第35号)の施行に関する事務	[略]						
	第18条	犬及び猫の引取りの際の措置					[略]
	[略]						
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。